

技能実習計画の認定申請手続

1. 技能実習の区分等

技能実習の受入れ形態及び技能実習の区分は、以下のとおりです。技能実習生ごと、区分ごとに技能実習計画を作成し、申請する必要があります。

受入れ形態	技能実習の区分
企業単独型	A（第1号企業単独型技能実習） B（第2号企業単独型技能実習） C（第3号企業単独型技能実習）※
団体監理型	D（第1号団体監理型技能実習） E（第2号団体監理型技能実習） F（第3号団体監理型技能実習）※

※ 第3号技能実習は、優良な実習実施者（団体監理型の場合は加えて一般監理事業の許可を受けた優良な監理団体）であることが前提となります。

申請書ほか各様式の内紙の左肩に記載されたアルファベットについては、上記の区分ごとに作成する必要があることを示すものです。

2. 申請書・必要書類等について

申請先	申請は、技能実習を行わせようとする申請者（法人の場合は本店）の住所地を担当する機構の地方事務所・支所において受け付けます。 各地方事務所・支所の担当区域及び所在地・電話番号は2ページのとおりです。
申請方法	郵送のほか、申請者が地方事務所・支所に来所して行うこともできます。 郵送の場合、原則として簡易書留・レターパックプラス等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際署名を行いかつ「信書」を送ることができる方式）での送付をお願いします。 ※ 同一の申請者が複数の申請を同時に郵送により行う場合、一つの封筒でまとめて郵送しても差し支えありません（申請ごとに別々の封筒に分ける必要はありません）。 ※ 複数の申請者分の申請を同時に郵送により行う場合には、申請者ごとに別々の封筒等でまとめた上で（それを一つの封筒にまとめることは可）郵送してください。
申請書	機構のホームページからダウンロードできます（片面印刷でお願いします）。また、地方事務所・支所にて配付しています。
必要書類	認定申請1件につき、申請書（正本1通及びその写し1通）及び添付書類（正本1通）が必要となります。 各申請における必要書類については、 提出書類一覧・確認表 をご覧ください。 ※ 提出された書類（正本）は返却できません。 ※ 申請書を提出する前に必ず 提出書類一覧・確認表 により不足書類がないか確認願います。

技能実習計画の認定申請手続

2. 申請書・必要書類等について（続き）

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6470
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-399-6326
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、埼玉 県、東京都、神奈川県、山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階 ☎03-6433-9211
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8852
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階 ☎052-684-8402
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3351
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3123
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4070
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

技能実習計画の認定申請手続

3. 手数料について

手数料

技能実習計画1件（1名）につき 3,900円

（認定申請・変更認定申請とも同額）は、

- ☆ 申請前に指定の銀行口座（三井住友銀行）への振込みにより、納付していただくこととなります。
- ☆ 同一の申請者が同時に複数の申請をされる場合は、申請手数料をまとめて払い込むことができます。
- ☆ 振込人の名義は申請者（実習実施者）と同一の名義としてください。（他の名義（「監理団体」等）により振り込まないよう注意してください。）

ア 納付に必要な書類

専用の振込用紙により、金融機関で振り込んでください。この振込用紙を使用して三井住友銀行窓口で振り込んだ場合は、振込手数料は不要です。

（※）振込用紙は、機構地方事務所・支所において配付しています。

（※）ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行の振込用紙等により振り込んでください。

（※）振込用紙の郵送を希望する場合には、往信用封筒に「専用振込用紙請求（認定・変更認定用〇枚）」と記載して、返信用封筒（角2サイズ・宛名を記入・切手を貼付）を同封の上、担当の機構地方事務所・支所宛てお送りください。

ただし、この振込用紙で三井住友銀行以外の金融機関から振り込む場合や、ATMや各金融機関の振込用紙によって振り込む場合に発生する振込手数料は、各申請者の負担となります。

（※）手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）は、振込をした事実を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。

【技能実習計画認定申請手数料専用振込先】

金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トキヨウカムブ） 店番号：096

口座番号：0176810 口座名義：外国人技能実習機構（ガクコクシヨクシユウキコウ）

専用の振込用紙で振り込む際には、払込証明書に番号及び振込人の名義が記載されていることを確認の上、振り込んでいただくようお願いいたします。

なお、一度納付された手数料は還付できませんので、金額には十分に注意して納付してください。

イ 受領書等の提出

- ☆ 手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）を「手数料払込申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出してください。

技能実習計画の認定申請手続

4. 申請時期等について

原則として、技能実習の開始予定日の6か月前から受け付けます。
各計画ごとの申請時期等については、下の表を参考にしてください。

技能実習計画の認定申請に係る推奨時期及び審査期間の目安等

技能実習計画の区分等 【※1】		申請受付可能時期	申請推奨時期 【※2】	審査期間の目安 【※3】 【※4】
1号	技能実習生が新規に入国する場合	技能実習の 開始予定日の 6か月前から	1号技能実習の 開始予定日の 4か月前まで	1か月～2か月
2号	技能実習生が新規に入国する場合		2号技能実習の 開始予定日の 4か月前まで	1か月～2か月
	技能実習生が在留を継続した まま2号に移行する場合		1号技能実習生の 在留期間満了の 3か月前まで	2週間～5週間
3号	技能実習生が新規に入国する場合		3号技能実習の 開始予定日の 4か月前まで	1か月～2か月
	技能実習生が在留を継続した まま3号に移行する場合 (2号技能実習の終了後に1 月以上の一旦帰国をした上で 速やかに3号技能実習を開始 する場合)		2号技能実習生の 在留期間満了の 3か月前まで	2週間～5週間

【※1】 団体監理型技能実習の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて技能実習計画を作成しなければなりません。

【※2】 推奨時期を経過してからの申請については、在留期間の満了日までに在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性がありますので、ご注意ください。

【※3】 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要です。

【※4】 審査期間は、標準的な期間を示したものであり、提出書類の不備等によっては期間が前後することもあります。

技能実習計画の認定申請手続

5. その他の注意事項について

- 技能実習計画について、機構から認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要となります。
- 第3号技能実習生に技能実習を行わせようとする場合は、在留継続のまま第2号から第3号に移行する前に一時帰国しようとするとき、技能実習生の在留期限内に地方出入国在留管理局へ在留資格変更許可申請の上、1か月以上の一旦出国及び在留期限内（特例期間含む）に本邦に再入国、在留資格変更許可を受けることが必要となります（※在留資格変更許可を受け、第3号技能実習を開始してから1年未満に1か月以上1年未満一旦出国することでも構いません。）

また、第3号で新規入国のときは、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書交付申請、在外公館への査証申請等といった技能実習生の入国手続が必要となります。こちらも1か月以上の出国期間が必要です。

上記手続に要する期間も踏まえた上、余裕をもったスケジュールで技能実習計画を作成し、申請してください。

技能実習計画の認定申請手続

郵便料金の目安

技能実習計画認定申請件数			重量	基本料金	簡易書留料金	貼付切手料金
1件			100g以内	180円	350円	530円
2件	～	3件	150g以内	270円		620円
4件	～	5件	250g以内	320円		670円
6件	～	11件	500g以内	510円		860円
12件	～	23件	1kg以内	750円		1,100円
24件	～	47件	2kg以内	1,350円		1,700円
48件	～	60件	4kg以内	1,750円		2,100円
			定形外 (角形2号)			
			(角形1号)			

- ◆本表は返信用封筒（結果の通知送付用）に貼付する切手の金額の目安を示したものです。おおよその目安を示したもので、封筒の紙質等により多少の差異が生じます。
- ◆本表に示す「申請件数」は、標準的な申請を想定したものです。返送する際には、副本や必要に応じて案内文等も同封しますので、この点も考慮して「重量」をご検討ください。
- ◆令和6年10月1日以降の新料金により表示しています。

◆**レターパックプラス**（赤色のパック：重量4kg以内、料金600円）を使用いただいても結構です。

※青色のレターパックライトは不可です。